

令和3年6月
長崎県警察本部

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の制定に伴う結果の公示について

1 規則等の題名

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）

2 意見公募手続を実施しなかった旨及び理由

今回の規則改正については、既に他の行政機関において実質的に同一内容の意見公募手続を実施しているため、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第5号の規定に準じて意見公募手続を実施しませんでした。

3 制定日

令和3年6月1日